時事新報

第千四百三十九號
明治十九年十一月廿二日月曜日
舊丙戌十月廿七日（丙、戌）
日出午前六時四十四分　日入午後四時四十八分
月出午前二時二十四分　月入午後二時四十分
滿潮午前一時三十九分　午後二時十五分
（西曆一千八百八十六年）

時事新報

長崎の事變忘る可らず

國の面目を重んずる人の注目す可きはノルマントン號の外にも其事ありとて本年八月中旬長崎の事變も國交際上に甚だ大切なるものありとの次第をば前號紙上に記したりしが抑も此の事變に付き當時新聞紙上の報道は最初即刻電信を以てして次て郵便の詳報次て再報次て餘聞等到來のまに／＼に記載せしことなれば紀事其要を得ずして前後重複錯雜して讀者諸君の記憶も如何やと思ひ今こゝに念の爲め公文の正しきものを記して諸君の再覽に供せんとす明治十九年八月十四日附を以て同年同月十三日清國水兵の暴行に付長崎始審裁判所撿事より清國領事へ送附したる求刑書幷に負傷者の診斷書と稱するものに

以書函致啓上候陳者我曆本年本月十三日午後第八時三十分頃長崎區寄合町貸座敷營業中村新三郎宅ニ於テ貴國軍艦水手王發ナル者外四名暴行ヲ爲シ器物ヲ毀棄シタル現行犯ヲ戸主ノ求メニ依テ知リ長崎警察署丸山派出所巡査黒川小四郎ハ現場ニ臨ミ之レヲ制止スルモ肯セザルヲ以テ其姓名ヲ取糺サンガ爲メ之レヲ引致セントスル折柄彼等其家ヲ立去リ再ヒ多人ノ貴國水兵ト共ニ我國ノ刀劍ヲ携ヘ丸山派出所外ニ群集シ來リ其ノ先ニ重立テ暴行セシ王發アルヲ巡査黒川小四郎ニ於テ認メ之レヲ引致セントスルニ當リ彼レ携フ處ノ刀ヲ揮ヒ巡査黒川小四郎ノ前額部ヲ破傷シ又一刀ヲ前額部ニ加ヘ重傷ヲ爲シ殆ント身命ヲ危フセシメタル事件別紙長崎警察署ヨリ送致セシ文書中警察官ノ作リタル犯罪ノ場所二箇所ノ撿證調書現場ニ臨ミタル巡査森利彦西藤作嶋内義晃ノ上申書見證人中村萬吉山本儀三郎今道武八、川口宇三郎ノ證言被害者巡査黒川小四郎及ヒ中村新三郎ノ陳述長崎病院醫師ノ爲タル被害者創傷ノ診斷書古屋新藏ガ水手ニ刀ヲ賣渡シタル手續書及ヒ現場ニ於テ押收シタル王發ガ使用セシ刀血痕アル巡査ノ着服及ヒ毀損セシ提燈草盆竹床等ノ現在ニ因テ證憑明確ナリ則チ暴行シテ器物ヲ毀棄セシ犯人ハ王發ナリトス依テ水手四名ニシテ人ヲ刄傷セシ犯人ハ王發外氏名不分ナル王發ハ勿論其他氏名不分ノ者ヲモ嚴重御審理ヲ遂ケラレ相當ノ御處分相成度此段得貴意候敬具

副啓器物毀棄ノ被害者中村新三郎ヨリ損害要償ノ私訴申上候條併セテ相當ノ御處分相成度企望致候又本案事實ノ證明ニ關スル條件ノ取調中ニ係ルモノアリ闕テ得レハ隨テ可及御送附此段申副候也

明治十九年八月十六日

長崎駐紮清國理事蔡軒貴下

診斷書

巡査黒川小四郎　二十三年

右ハ体質頗壯實テ疾患ニ罹リシ事ナシ明治十九年八月十三日午後九時半頃長崎區寄合町或ル妓樓ニ於テ支那國兵艦兵士ノ爲メ刄創ヲ蒙リシト云フ依テ之ヲ撿スルニ

一前頭右結節部ニ於テ深サ骨ニ達スル切傷アリテ長サ大約四センチメートル

一前頭骨三角板部ノ稍々右側ニ偏シ卵圓形ノ辨創巾大約三センチメートル長サ五センチメートル許深サ骨ニ達シ其一部ヲ剝離ス

一右手ノ手掌面ニ於テ二個ノ擦過傷アリ

前記ノ創傷ハ鋭利ナル刀劍ノ切傷ナル可キ疑ナシ但單純ノ切傷ハ速ニ治癒スベキモノナレド辨創及ヒ骨傷ハ治癒稍遲慢ナリ加之ニ皮膚ト共ニ骨ノ一片ヲ切離スルニ依リ適當ノ醫治ヲ加フルモ日數大約五週間ヲ經過スルニ非レバ治癒シ難キモノトス蓋シ癒後瘢痕ノ收縮ニ依リ顏面ノ醜態ヲ遺スモノトス及診斷候也

明治十九年八月十四日　長崎病院治療掛某印

診斷書

清國水兵　王發　廿五年

體質强壯曾テ痘瘡ニ罹リタル瘢痕ヲ殘スノ外平素疾患ノ徴候ナシ明治十九年八月十三日夜長崎市街通行ノ際負傷セシト

一右ノ手背第二中骨下端部ニ拇指頭大ノ辨創示指第一關節ニ達シ軟骨ノ細片ヲ切離ス

一右前頭結節ノ上外方ニ斜形ノ挫創皮膚ヲ破テ筋肉ニ達ス長サ大約一寸計

右ノ創傷就中前頭部ハ鈍体ニ抵觸シ手背部ハ及尖ニ依リ負傷シタル者ナルコト疑ナシ但手背部ハ關節炎ヲ誘起スルノ恐レアリ然レ𪜈經過善良ナル時ハ日數大約二週間ニシテ治癒スヘキ者ト診斷候也

明治十九年八月十四日　長崎病院治癒係某印

とあり又同年同月二十四日附を以て長崎控訴院撿事長より同月十五日の水兵暴行一件に付き清國領事へ送りたる求刑書と稱するものには

以書束致啓上候陳者我曆明治十九年八月十五日當長崎港碇泊貴國兵艦四艘れ乘組士官水兵無數上陸し午後六時の頃に至り我巡査坂本半四郎が貴國人民居留地廣馬場巡邏中其水兵の内一名突然肩を張て坂本半四郎の胸部を劇突したるも坂本半四郎は人民保護の職にあるを以て敢て其非を問はざりしに再び其水兵は携ふる所れ洋製小刀を坂本半四郎の面前よ閃めかし將に害を加へんとする形容を示し侮辱したるも耐忍し居さりその后又貴國水兵の一人同所に在りし巡査河村健太郎に對しても粗同一の所業を以て凌辱を加へたれども是亦不問に附したりと雖とも要するふ貴國水兵の擧動不穩あるのみならず群集雜沓平日に異あるの狀況あるを以て特に巡査福本富三郎黒田要章を廣馬場町よ派遣し續て午後八時定規交代として巡査喜多村香派出したるふより坂本半四郎河村健太郎は廣馬場町を去りて梅香崎警察署に歸りさり巡査福本黒田喜多村の三名ハ交代間もあく廣馬場町を巡邏視察中居留貴國人民の一人突然福本富三郎喜多村香の携帶せる警棒を取らんとし且手を以て面部を撫せらる〻も敢て意とあさず數歩ゑれと避くるや再び携帶せる警棒に手を掛けまた居留貴國人民の一人は右居留貴國人民福本富三郎の道を遮り福本富三郎が取せんとするを振拂ふや恰も符節を合すか如く貴國水兵五六十名貴國人民の家屋より突出し三名の巡査を圍繞し携ふる所の刀劍棍棒を以て亂擊或は瓦石を投じ遂に福本富三郎を殺害し喜多村香に重傷を負はしめたる先に絶倒して人事を辨せざるに至らしむ黒田要章も負傷辛ふして危難を脱し警察署よ歸り報ずるを得たるものあり梅香崎警察署にれいてハ此の警報を得直ちに詰合の警部巡査若干名を繰出したる所最早百數十名れ貴國水兵廣馬場町に蟻集し種々の利器を携へ現ゐ黒服を著したる士官体の者抜刀率先我警吏に向ひ擊進で梅香崎警察署の門前まで襲來去たる勢猖獗にして他に防止するの道あれと以て警部巡査は職務上携ふる所の洋刀警棒を以て之を防ぎ廣馬場町と警察署の間を互に進退漸く午後十時過ぎ鎭靜するに到りこの際貴國水兵士卒のために即死負傷せし人名左の如し

（即死）巡査福本富三郎、（負傷）警部補松崎惟氏、警部補吉田嘉一郎、巡査宮崎寮、仝菅政治、仝柴田國太郎、仝黒田要章、仝岸川爲吉郎、仝喜多村香、仝山池信猜、仝神吉繁太郎、木下才吉、仝宮津吾八、仝船瀨猿太郎、仝江口嘉次郎、仝橋松高義、仝坂本半四郎、仝小見川直彦、仝水足庄五郎、仝前田岩次郎、仝牧藤太郎、警察署水手渡邊鶴之助、梅香崎警察署衙役濱田重松、仝谷山榮吉

又長崎警察署に於ては貴國水兵暴行の報を聞き鎭撫應援と令を巡査森利彦直ちに人力車に驅し船大工町に向て馳せ思切橋を通過せるやその場に擁塞する數十名の貴國水兵は群起して森利彦を亂擊し引落して至重の刺傷を加へ因て終に死に至らしめ尙や來援する數名の巡査を要擊し更に丸山口より貴國水兵數十名馳せ來り勢と合せて暴行愈劇しく巡査は概ね傷を被り危害切迫止むを得ず佩劍を拔き警棒と揮ひ進退相應し百方拒鬬して稍々貴國水兵散亂し茲ふ至て鎭靜するを得たりこの際負傷せるもの〻姓名左の如し

（負傷の爲め死亡）巡査森利彦、（負傷）仝西藤作、仝大財精一、仝坂部猛温、仝東平格

抑貴國兵船士官水兵が斯く暴行とあすや偶然にあらず曩きに丸山町青樓に於て貴國兵船定遠號の水手暴行とあし我巡査を傷けたるを以て貴國水手王發あるものを引致し直ちよ貴理事府ゑ交付せしに基因し貴國兵船士官水手等の內宿意と挾み豫め共謀し以て警察及び巡査に對し暴行を企て茲に及びたるものとそ何となれば廣馬場れ巡査に對し侮辱を加ふること數回爭鬬を挑發せんと試み居留貴國人民体のもの故なく巡査の携棒に手を掛くるや響の應ずる如く忽ち數十名の水兵一時ふ蜂起しまた船大工町ふ於ても相應して數十名の貴國水兵同時に暴發し巡査と殺傷するが如き豫め謀議するにあらずんばあし得べきことにあらざればありまた曩きに引致交付せし王發と同船ある定遠號士官水兵に負傷者れ多きと現場に於て得たる帽子に同船の記名多きと以てこれを事實よ照もも定遠號の士官水兵の宿意より出るものと認むるを得べき右犯罪の證憑は別紙目錄に記載せし帽數の通ゐ有之其犯人は貴國兵船士官水兵の負傷者及び現場よ於て押收せし帽子に記名ある九名は勿論其他姓名不知者貴國兵船乘組員中若干名可有之と信じ候條御嚴査を遂ぐらる嚴重の御處分相成度及請求候此段得貴意候敬具

明治十九年八月廿四日

長崎控訴院撿事長　林　誠一

清國領事蔡軒貴下

とあり長崎より到來の私報又は實地を目擊しさる人々の物語りは樣々にして實ふ甚だしれ亂暴あれども訛傳もあらんことを恐れて今まれと略し單に政府の筋の求刑書のみに就て事の始末を見ても水兵の暴擧は事實と掩ふ可らず然るよ如何ある譯けにや爾來の談判は以前に替はりて日本支那の委員會となり近日ハ其委員會も中止など云ふ風聞ありて中々手間取る可き樣子なきども我輩を以て見れば假令へ求刑が變じて委員會と爲りも實地取調べと爲るも出來ま事ハ既に出來て之と動かす可らず明治十九年八月十三日同十五日に出來し事の實は前節に記したる公文の通り厘毫も相違あきみとよして何れの道より詮索推究するも他に發見す可きものあらされば詰り支那水兵の暴發は其暴發者の罪に相違あきが故ふ當時その災よ罹りたる我同胞日本人の死者の爲めには其冤魂と慰め生者の爲めには滿足を得せしむるゑと違きにあらざる可し我輩ハ最初より此長崎事件に就ては政府の顯敏ある政略上に妨害もあらんかと之を憚り謹を多言したることあし只管我政府を信去て之に頼ゑ切つたるものなれば何れの道にしても彼の初發に承はりたる求刑書の精神丈けハ必ず貫徹す可しと安心して曾て一毫の疑を抱かず天下公衆と共にノルマントンの一條に兼て長崎事變の結末に就てハ目を離さずして之に注意そる者あり

官報

○文部省告示第二號

勅令第十六號諸學校通則第一條ニ從ヒ山口中學校ヲ高等中學校ノ制ニ改メテ當省ノ管理トナシ山口高等中學校ト稱ス

明治十九年十

雜報

○沈沒船の在所
月廿三日午後六時
ンド（神子元島）と
時四十分頃御前岬
る沖を航行し船の
て同日午後六時
去前南東よりの
と紀州本陸との間
ル ロック に左舷
あくも沈沒したり
トン號の船長ドレ
心を以て陳述した
に明るき人の物語
航行の模樣を判す
船長れ言れ如く又
路と西南西の方向
元來此御前岬より
て丁度百三十四海
よ九海里半の速力
まで都合十一時
十海里前後の所に
野沖にて紀州新宮
と隔りたる所あら
し時にも船長の答
八海里午時より六
の前三十海里の所
では敢て批難を可
時より南西微西に
あるも抑も疑ひの
地あるや凡そ海上
け錯ねるふ左る關
新宮邊が見へざる
にて恐らくは有名
るには非ずや次に
海里の所よ在りし
の岩礁に觸れさり
半の速力なりとみ
里と進みし平益
も熊野浦ふ吹付け
險よ遭ふ事ありて
難所と爲そとなる
は西よ奔り殊に娶
り審き來れりと爲
きば何は恕そ可き
も十分計算に入れ
くも十海里の沖を
精密の計算あり乍
るとは隨分甚しれ
十海里の距離を間
微西に變せえと畢
を向け居りし者に
ンにして斯る馬鹿
も其跡形より之を
る可え次よ疑の節
とれ間あり）の暗
ブル ロック は殆
間に起りものは暴
の一里足らせあり
礁あどに觸ゑ到底
陸地に向く近害る
間の中に在りて岩
間の餘裕あり乍ら
ざりしや殊に船長
して申本村に着せ
までの間ふあり加
一里足らせの海上
に關事柄不似合の
も身を航海に委ぬ